

- 1(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 市場桜町線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
飯田市上郷飯沼3078番の2地先から 飯田市上郷飯沼3084番の2地先まで	旧	9.4~11.0 m	0.0953 km
同 上	新	12.2~16.0	0.0953

- 2(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 市場桜町線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
飯田市上郷飯沼2351番の3地先から 飯田市上郷飯沼3069番の8地先まで	旧	8.0~8.6 m	0.0493 km
同 上	新	11.0~11.4	0.0493

道路管理課

長野県飯田建設事務所告示第2号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

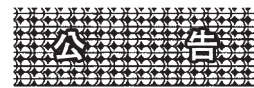
その関係図面は、告示の日から平成23年2月3日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成23年1月20日

長野県飯田建設事務所長 三井 宏 人

- 1(1) 路線名 市場桜町線
- (2) 供用を開始する区間
飯田市上郷飯沼3078番の2地先から
飯田市上郷飯沼3084番の2地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成23年1月20日
- 2(1) 路線名 市場桜町線
- (2) 供用を開始する区間
飯田市上郷飯沼2351番の3地先から
飯田市上郷飯沼3069番の8地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成23年1月20日

道路管理課



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成23年1月20日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成23年1月12日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人夢こどもの翼
- 3 代表者の氏名
清水 陽 月
- 4 主たる事務所の所在地
上田市下塩尻472番地7
- 5 定款に記載された目的

この法人は、教師や教師を志す学生、子ども、保護者、その他、子どもに携わる関係者に対し、子どもに対して価値ある授業技術や学級経営術を学ぶための研修・講習会の企画・開催に関する事業各種や、それぞれの人に有益な情報提供事業を行い、教育力の向上や子どもの健全育成に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成23年1月20日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成23年1月12日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ケ・セラ
- 3 代表者の氏名
中西 博
- 4 主たる事務所の所在地
松本市大字芳川小屋650番地29
- 5 定款に記載された目的

この法人は、障害者が地域で自立生活できる社会の実現を図るため、知的障害者を主とした障害者自らの音楽活動や他の分野の芸術活動を通じての障害者自立支援事業や障害者が暮らしやすい街作りに関する事業を行い、ノーマライゼーション社会の実現に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

木曾郡上松町における県営上松地区田口換地区土地改良事業の施行に伴う換地計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第4項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に異議申立てをすることができます。

また、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服がある者は、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第10項の規定により、長野県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成23年1月20日

長野県知事 阿部 守一

- 縦覧に供する書類
県営上松地区田口換地区土地改良事業換地計画書の写し
- 縦覧の期間
平成23年1月21日から平成23年2月18日まで
- 縦覧の場所
木曾郡上松町役場

農地整備課

公告

木曾郡上松町における県営上松地区大木樽沢換地区土地改良事業の施行に伴う換地計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第4項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に異議申立てをすることができます。

また、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服がある者は、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第10項の規定により、長野県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成23年1月20日

長野県知事 阿部 守一

- 縦覧に供する書類
県営上松地区大木樽沢換地区土地改良事業換地計画書の写し
- 縦覧の期間
平成23年1月21日から平成23年2月18日まで
- 縦覧の場所
木曾郡上松町役場

農地整備課

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による処分を次のとおり行いました。

平成23年1月20日

長野県知事 阿部 守一

- 処分をした年月日
平成23年1月20日
- 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び建設業許可番号
有限会社北原土木
飯田市丸山町四丁目5583番地2
北原 光由
長野県知事（般-19）第7135号
- 処分の内容
建設業法第28条第3項の規定による営業の停止命令
(1) 停止を命ずる営業の範囲
建設業の営業の全部
(2) 期間
平成23年2月3日から平成23年2月5日までの3日間
- 処分の原因となった事実
有限会社北原土木の役員は、平成22年12月に飯田簡易裁判所から罰金の略式命令を受け、同月に刑が確定した。
このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。

建設政策課

公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第1項の規定により、佐久都市計画事業岩村田相生町南土地区画整理事業について、換地処分がありました。

平成23年1月20日

長野県知事 阿部 守一

都市計画課

公告

佐久穂町による月夜原地区の土地改良事業の施行に伴う換地計画認可申請は、審査した結果適当であると決定しましたので、次のように縦覧に供します。

平成23年1月20日

長野県佐久地方事務所長 西 裕 司

- 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 縦覧の期間
平成23年1月21日から平成23年2月18日まで
- 縦覧の場所
南佐久郡佐久穂町役場

農地整備課

公告

筑北村による筑北地区山崎換地区の土地改良事業の施行に伴う換地計画認可申請は、審査した結果適当であると決定しましたので、次のように縦覧に供します。

平成23年1月20日

長野県松本地方事務所長 原 隆 文

- 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 縦覧の期間

平成23年1月21日から平成23年2月18日まで

3 縦覧の場所

東筑摩郡筑北村役場

農地整備課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年1月20日

長野県教育委員会教育長 山口利幸

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

県立特別支援学校の高木枝落とし、せん定、伐採及び木廃材処分等業務

(2) 役務の特質

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約日から約55日間

(4) 履行場所

別表のとおり

(5) 入札方法

別表の工区ごとに入札に付し、それぞれ価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分が別表の等級区分に示す等級に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。

(5) 過去に種類を同じくする業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

(6) その他仕様書に記載されている技術的要件を満たす者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県教育委員会事務局特別支援教育課業務係

電話 026(235)7432

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

日時 平成23年2月1日(火) 午前10時30分

場所 長野県庁 本館8階審問あっせん室

(3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成23年1月31日(月)午後5時までに上記3の場所に提出して下さい。この場合において、必要事項の確認のため照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) この事業は、長野県緊急雇用創出基金を活用して実施する事業です。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

(別表)

工 区	履 行 場 所	等級区分
北信1工区	長野盲学校、長野養護学校	C以上
北信2工区	長野ろう学校、飯山養護学校、若槻養護学校	B以上
東信工区	上田養護学校、小諸養護学校、稲荷山養護学校	C以上
中信工区	松本ろう学校、松本養護学校、安曇養護学校、寿台養護学校、木曾養護学校	C以上
南信工区	伊那養護学校、飯田養護学校	B以上

特別支援教育課

正 誤

平成22年11月29日付け長野県告示第688号「保安林予定森林にする旨の通知」中

ページ 行(箇所) 誤 正
43 左側11 、14142の71 、1442の71

森林づくり推進課